

証券コード 3446

2020年9月9日

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号
株式会社ジェイテックコーポレーション
取締役社長 津 村 尚 史

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じた上で株主総会を開催いたしますが、可能な限り当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号
当社本社4階「大会議室」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第27期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役3名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.j-tec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年7月1日から  
2020年6月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により、景気が急速に悪化し厳しい状況となりました。当社の主要取引先である放射光施設を有する世界各国においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく出ており、平常時の経済活動が出来ない状況となり、先行きが非常に不透明な状況となっております。

このような経済環境の中で当社は、オプティカル事業及びライフサイエンス・機器開発事業という独自の技術を利用した二つの事業により、営業基盤の強化と拡充に努めてまいりました。また、放射光施設用のX線ミラーの事業拡大のみならず、当社が得意とする表面加工技術や計測技術を応用し、半導体分野等その他産業分野における新事業の開拓にも注力してまいりました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高1,027,480千円（前期比20.1%減）、営業利益5,980千円（前期比98.6%減）、経常利益34,187千円（前期比93.1%減）、当期純利益16,356千円（前期比95.1%減）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

##### <オプティカル事業>

オプティカル事業においては世界各国への輸出取引を行っていることから、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響が大きく出る結果となりました。特に、第4四半期頃からその影響が大きく表れてきました。

具体的な影響としては、中国やアメリカの施設の建設や研究計画の遅れに伴い受注が遅れたことや、中国（SSRF）、ブラジル（SIRIUS）、台湾（TPS）等の施設のシャットダウンにより最終仕様の決定が遅れたこと、グレーティング工程や多層膜工程の外注加工を依頼していたドイツのメーカーのシャットダウンにより製造が遅れたこと等があります。また、イタリアのメーカーに放射光施設向けの集光装置の製造を外注していた案件が新型コロナウイルスの影響により出荷が遅延するという事もありました。

当社製品は受注生産のため失注になることはありませんが、これらの影響により、売上が翌期にずれることとなりました。通期の売上高が期初の見込みに比べ大きく未達となりましたが、第4四半期に見込んでいた売上が達成できなかったことが大きな要因であります。

そのような状況の中、国内（施設：SPRING-8、SACLA、NewSUBARU等）向けの販売が堅調に推移しました。これら国内向け販売につきましては、大半が第3四半期末である3月までに完了することが多いという特徴があります。

海外向け販売につきましては、アジア向けや北米向けが当初見込んでいたよりも減少した一方で、欧州向けの販売が伸長しました。特にスイス（施設：SwissFEL）、フランス（施設：ESRF）、ドイツ（施設：Eu-XFEL）向けの売上が業績を牽引する結果となりました。

この結果、売上高は833,087千円（前期比29.8%減）となりました。

#### <ライフサイエンス・機器開発事業>

ライフサイエンス・機器開発事業においては、第4四半期に売上を見込んでいた水晶振動子ウエハ加工システムについて、外注先国内企業にて新型コロナウイルスの影響があったことにより開発が大幅に遅れ、売上が翌期にずれることとなりました。

そのような状況の中、再生医療分野における受託研究開発に係る売上のほか、水晶振動子ウエハ製造における関連装置の委託開発、iPS細胞用自動細胞培養装置KB2000、各種ガス検知装置、グラビア印刷試験機（GP-10）のOEM販売による売上が業績を牽引しました。

短期的な戦略として、CELLFLOAT®システムを用いた汎用型機器（CellPet 3D-iPS®、CellPet FT®）から機器開発案件へ売上構成のシフトを図ってまいりましたが、水晶振動子ウエハ加工システムの開発をはじめとして順調に進んできております。引き続き、中長期的にはCELLFLOAT®システムを用いた汎用型機器の販売を推進するとともに、機器開発事業に注力し機器開発事業における新規事業分野の開拓に注力してまいります。

この結果、売上高は194,392千円（前期比96.3%増）となりました。

#### 事業別売上高

| 事業区分                | 第26期<br>(2019年6月期)<br>(前事業年度) |       | 第27期<br>(2020年6月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減   |        |
|---------------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|------------|--------|
|                     | 金額                            | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額         | 増減率    |
| オプティカル事業            | 1,186,534千円                   | 92.3% | 833,087千円                     | 81.1% | △353,446千円 | △29.8% |
| ライフサイエンス・<br>機器開発事業 | 99,025                        | 7.7   | 194,392                       | 18.9  | 95,366     | 96.3   |
| 合計                  | 1,285,560                     | 100.0 | 1,027,480                     | 100.0 | △258,079   | △20.1  |

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は総額で255,906千円であり、主に新社屋の建設費用、旧本社用地の取得費用、及びオプティカル事業に係るX線ナノ集光ミラー製造用の加工装置や測定器の購入費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により19,000株の新株式を発行し、7,733千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 24 期<br>(2017年6月期) | 第 25 期<br>(2018年6月期) | 第 26 期<br>(2019年6月期) | 第 27 期<br>(当事業年度)<br>(2020年6月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 801,811              | 1,009,889            | 1,285,560            | 1,027,480                       |
| 経 常 利 益(千円)        | 199,706              | 279,340              | 496,630              | 34,187                          |
| 当 期 純 利 益(千円)      | 129,925              | 174,515              | 332,172              | 16,356                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円)    | 25.38                | 32.76                | 57.11                | 2.80                            |
| 総 資 産(千円)          | 1,122,968            | 2,523,347            | 2,871,547            | 2,636,664                       |
| 純 資 産(千円)          | 584,783              | 2,105,314            | 2,447,647            | 2,471,565                       |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 114.22               | 364.56               | 419.40               | 422.13                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 2016年11月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割、2017年12月30日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そのため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割が第24期の期首に行われたと仮定して算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第26期の期首から適用しており、第25期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後、事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識しています点は以下のとおりであります。

##### ① 事業活動に関わる課題

###### <オプティカル事業>

当社は、世界規模で拡大しております放射光施設並びにX線自由電子レーザー施設向けの高精度X線ミラーの需要に応えるため、生産施設の増強、生産工程の効率化、高精度化を進め、引き続き当事業での重要課題としてとらえております。

このため、独自のEEMナノ加工装置とRADSI及びMSIナノ計測装置等の生産設備の増設を積極的に進め、また海外の競合他社に対する技術的優位性を維持するため、現在のナノ加工技術の効率化、高精度化を図るための研究開発だけでなく、新しい製造技術の実用化開発を推進し、さらに前加工協力会社との技術提携等により生産工程の効率化を目指しております。

また、世界各地で第4世代の放射光施設の新設計画が進み、さらに既存の放射光施設でも第4世代へのバージョンアップにより光源の強化が図られ、それらに対応するための新しい光学系の構築が求められているため、回転楕円ミラー、形状可変ミラー、各種ウォルターミラー等の次世代放射光施設向けの新製品の開発・販売を推進しております。

なお、独自の表面創成技術であるナノ加工技術EEMとナノ計測技術RADSI及びMSIは世界に類を見ない高精度な原子レベルの自由曲面の加工を可能にするものであります。最近では次世代半導体や宇宙ビジネス、医療技術分野など成長産業分野で使われる光学素子において、従来の技術では不可能なナノメートルレベルでの高精度化が望まれており、当社の表面創成技術はこれら分野においてビジネスを展開するための技術的ポテンシャルを有しております。

そこで当社では、放射光施設以外への市場開拓を進め、各種産業分野の企業や研究機関との共同開発を積極的に進めて成果を上げつつあり、当社の第3の事業として成長を図ってまいります。

さらに、当社では現在のナノ加工技術EEM以外にも大阪大学の表面加工技術であるプラズマCVMやCARE（触媒基準エッチング法）を技術導入して実用化開発を進めており、また新しい計測技術についても大阪大学と共同開発を積極的に進めております。このように総合的な技術ポテンシャルを上げて選択肢を広げることにより、有効的に新規市場への参入、拡大を図ってまいります。特に当事業年度においてはプラズマCVM加工技術を水晶振動子ウェハの加工に適用し、その量産化システムの事業化に成功しております。

## ＜ライフサイエンス・機器開発事業＞

再生医療の拡大に伴い、その周辺産業の市場規模も拡大傾向にあり、その中で当社の対象市場となる自動細胞培養装置、培養容器（消耗品）及び再生医療・創薬用の各種細胞ソース等の市場も拡大すると予想されております。またiPS細胞による創薬への利用も研究開発が活発にされております。

当社では、設立当初より各種自動細胞培養装置のカスタム製品の製造販売を進めてまいりましたが、現在は汎用機器の製品開発に注力しており、当事業年度においては自動細胞培養装置「KB2000」をリリースいたしました。また、2013年1月に日本で初めてiPS細胞向けの自動細胞培養装置として「CellPet®」を販売いたしました。多様化するユーザーニーズに応えるために、後継機種として自動細胞培養装置「MakCell®」を開発いたしました。

さらに、長年にわたり産業技術総合研究所と共同開発してまいりました独自の3次元浮遊培養技術「CELLFLOAT®」を用いて再生医療の研究開発を推進し、現在では大阪大学医学部や横浜市立大学医学部と共同研究を進め、臨床研究を目指しております。あわせて、2017年1月に上市したiPS細胞用の回転浮遊培養装置「CellPet 3D-iPS®」や小片化装置「CellPet FT®」をもとに、近年急速に進歩しつつあるオルガノイド培養向け回転浮遊培養装置「CellPet®CUBE」や酸素透過型培養容器などの関連機器を積極的に製品開発し、今後は海外展開も図ってまいります。

このように、独自の製品開発を積極的に進めて顧客を獲得し、市場の拡大に備えるために優秀な技術者の確保、生産体制の強化、保守サービスの構築が重要課題であると認識しております。このため当社では優秀な技術者の確保のために積極的な中途採用活動を展開する一方で、生産体制の強化や保守サービスの構築につきましては、新たな協力会社との関係構築によって対応する方針であります。

## ② 技術開発体制の構築

当社の顧客の多くは基礎研究に取り組んでいる研究機関・大学・企業の研究者であり、この基礎研究の分野で当社が成長するためには、最先端の技術動向のキャッチアップと継続的な技術開発を可能とする開発体制を構築し、継続的に付加価値を提供することが重要であると考えております。

このような認識のもと、オプティカル事業では国際学会での企業展示だけでなく、当社の製品や最新の技術紹介等を積極的に発信してまいります。また、ライフサイエンス・機器開発事業においては独自に細胞培養センターを設け、ここをオープンイノベーションの拠点として、最先端の技術開発に取り組んでいる研究機関や大学との共同研究や企業との事業連携を積極的

に推進することに努めてまいります。また、その体制のもとで定期的な勉強会や講義を積極的に実施し、当社技術者の技術レベルの向上も図ってまいります。

### ③ 営業力の強化

当社の両事業において、その事業規模を拡大させるためには営業力の強化が重要であると考えております。しかしながら、当社が取り扱っている製品は、コンサルティング営業ができるような技術知識が必要となるため、即戦力となる営業人材の確保が難しく、継続的な営業人材の確保と強化が特に重要な課題であると考えております。具体的には、技術者の社内ローテーションや物理学等の基礎学力を有している人材の採用活動によって営業人材を確保し、加えて既存営業マンによる継続的な現場教育の推進によって営業力の強化に注力してまいります。

一方で、現在新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため世界各地で外出禁止・制限・自粛要請とソーシャル・ディスタンスの確保が求められ、展示会・学会などが世界中で中止を余儀なくされており、いつ従来どおりの開催ができるのか予測できない状況下ではありますが、オプティカル事業においては、今までの実績をもとにユーザーである世界の研究者とWEB会議などを通じて商談を進めております。また、今まで中止されていた学会においても、WEB配信での開催の検討が増えてきているため、積極的な学会発表や企業宣伝に努めてまいります。

ライフサイエンス・機器開発事業においても、オンライン商談、リモート営業などを推進しておりますが、全てをオンラインに切り替えるのではなく、新規ユーザーへの初回訪問と既存ユーザーへの提案について営業手法を分ける等、訪問とオンラインを組み合わせることで有効に営業活動を進めてまいります。

### ④ 生産管理体制の強化

オプティカル事業において、需要が拡大しグローバルな競争に生き残っていくためには、生産管理の役割が大きくなってまいります。一方、ライフサイエンス・機器開発事業においては、ファブレスによる柔軟な生産体制にて事業を展開しております。

今後の量産化に向けて、それぞれの製造工程、生産管理や品質管理等における最適なチェック体制を構築し、安定した品質を維持する仕組みが必要不可欠となるため、生産管理体制を強化してまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

ここ数年の当社の急速な成長に伴い、内部管理に関係する業務が多岐にわたって発生しておりますが、今後のさらなる成長のためには内部管理体制の一層の強化を図る必要があると認識

しております。そのためには、内部管理の重要性に対する全社的な認識の強化を図るとともに、内部管理に精通した人材を採用し、また経理・人事・広報・法務等に精通した人材も積極的に採用することによって、業務の有効性と効率性を高めてまいります。

(5) **主要な事業内容**（2020年6月30日現在）

当社は、オプティカル事業及びライフサイエンス・機器開発事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① オプティカル事業

放射光施設で行われる、X線を利用した基礎研究や産業利用などの分析装置に使用するX線ナノ集光ミラーの開発・製造・販売

② ライフサイエンス・機器開発事業

医薬及び創薬を含めバイオ分野の基礎から量産技術に関わる、各種自動細胞培養装置の開発・製造・販売

(6) **主要な営業所**（2020年6月30日現在）

|          |               |
|----------|---------------|
| 本 社      | 大阪府茨木市        |
| 細胞培養センター | 大阪府吹田市（大阪大学内） |

(7) **従業員の状況**（2020年6月30日現在）

| 従業員数    | 前事業年度末比増減 |
|---------|-----------|
| 42名（2名） | 4名増（1名減）  |

（注）従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年6月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2020年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,480,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,855,000株（自己株式66株を含む）
- (3) 株主数 3,725名
- (4) 大株主

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| 津 村 尚 史                     | 3,272,000株 | 55.9%   |
| 大 阪 コ ン ピ ュ ー タ 工 業 株 式 会 社 | 360,000    | 6.1     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社        | 204,200    | 3.5     |
| 松 井 証 券 株 式 会 社             | 86,000     | 1.5     |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社         | 66,700     | 1.1     |
| 川 崎 望                       | 50,000     | 0.9     |
| 有 馬 誠                       | 50,000     | 0.9     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券           | 49,800     | 0.9     |
| 株 式 会 社 森 本 本 店             | 46,100     | 0.8     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社          | 37,400     | 0.6     |

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数は19,000株増加し、5,855,000株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                                 |
|---------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2015年6月17日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 29個                                             |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 29,000株<br>(新株予約権 1 個につき 1,000株)<br>(注) 2  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 103,000円<br>(1 株当たり 103円)<br>(注) 2 |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2017年7月1日から<br>2024年6月30日まで                     |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注) 1                                           |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                            | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            |
|                                             | 監 査 役               | 新株予約権の数 3個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 2名        |

(注) 1. 上記新株予約権行使条件は次のとおりです。

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の期間について当社取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
- ⑤当該新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、1,200万円を超えないこと。

2. 2017年12月30日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

| 会社における地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況      |
|--------------|-------|-------------------|
| 取締役社長（代表取締役） | 津村 尚史 |                   |
| 取締役          | 上田 昭彦 | 営業部長              |
| 取締役          | 岡田 浩巳 | 製造部長              |
| 取締役          | 平井 靖人 | 管理部長              |
| 取締役          | 川崎 望  | 株式会社テクノ高槻 代表取締役会長 |
| 取締役          | 松見 芳男 |                   |
| 常勤監査役        | 尾方 勝  |                   |
| 監査役          | 西田 隆郎 | 税理士               |
| 監査役          | 野村 公平 | 弁護士               |

- (注) 1. 取締役川崎望氏及び松見芳男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役尾方勝氏、西田隆郎氏及び野村公平氏は、社外監査役であります。
3. 監査役尾方勝氏は、証券会社、投資会社等の要職を歴任し、会社法に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役西田隆郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役野村公平氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役川崎望氏及び監査役尾方勝氏につきましては、10万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、取締役松見芳男氏、監査役西田隆郎氏及び監査役野村公平氏につきましては、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2) | 79,290千円<br>(5,100) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 13,383<br>(13,383)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(5)  | 92,673<br>(18,483)  |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年11月11日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2014年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役川崎望氏は、株式会社テクノ高槻の代表取締役会長であります。株式会社テクノ高槻と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                              |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 川 崎 望   | 当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。               |
| 取締役 | 松 見 芳 男 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に会社経営と先端技術に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。         |
| 監査役 | 尾 方 勝   | 当事業年度開催の取締役会15回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。  |
| 監査役 | 西 田 隆 郎 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に税理士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 |
| 監査役 | 野 村 公 平 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2016年8月18日）

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員・社員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、また反社会勢力の排除を徹底するため「企業行動規範」を制定し、これを遵守する。
- (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努める。
- (3) 社員の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努める。
- (4) 内部監査担当者を社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役との連携に努める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規程、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクについては、「経営危機管理規程」を制定し担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行い、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行う。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底し、人々の幸福な生活に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することとする。

補助使用人の業務執行者からの独立性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指示に従うものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項は次の事項とし、取締役及び監査役は、監査役への報告体制等について、報告すべき事項の詳細を別途申し合わせ事項として定める。

1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
2. 重大な法令・定款違反
3. 経営上の重要な決定事項（取締役会、決議事項）
4. 毎月の経営状況として重要な事項
5. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
6. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 各監査役は、取締役会に出席する。また常勤監査役は全体進捗会議、その他重要な社内会議に出席する。その際、監査役の要請に応じて、取締役及び社員は、必要な報告及び情報提供に努める。

(3) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 代表取締役と各監査役は定期的に意見交換を行う。
  - (2) 各監査役は、内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 重要な会議の開催状況  
当事業年度において、取締役会を15回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、全体進捗会議において、各部門の業務推進の計画管理と内部統制の適正な運用の確保を図っております。
- ② コンプライアンス体制の運用状況  
コンプライアンス規程を周知・徹底するとともに、法令、定款及び社内規則等の遵守の取り組みを継続的に行っております。コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に全社員を対象にコンプライアンスにかかる教育を実施しました。
- ③ 監査役監査体制の運用状況  
当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において15回開催された取締役会への出席のほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど監査の実効性確保に努めており、業務監査の継続に努めております。さらに、内部監査室、監査役、監査法人の三者は意見交換を実施し、監査の連携の確保に努めております。
- ④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組みの運用状況  
内部統制システムを有効かつ効率的に実施するために、内部監査室主導のもと販売プロセスシートを運用し、業務プロセスの実施者に対して牽制を強化し、各プロセスの構築について指導を実施しました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当のみの年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨及び同法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらに市場占有率を高めるために有効投資を行ってまいりたいと考えております。

なお、当事業年度の配当につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしました。当面は、コスト競争力の強化や生産能力向上のための設備拡充、及び急成長市場での事業展開を実現するために今以上の研究開発体制を構築するための投資が重要になると考え、その原資となる内部留保の充実を図る方針であります。ただし、これらにある一定の目処が立てば、安定的・持続的な配当による株主様への利益還元政策をとる方針であります。

# 貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                      | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>         |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>【流 動 資 産】</b>         | <b>1,211,809</b> | <b>【流 動 負 債】</b>     | <b>163,199</b>   |
| 現 金 及 び 預 金              | 573,400          | 買 掛 金                | 60,814           |
| 電 子 記 録 債 権              | 701              | リ ー ス 債 務            | 712              |
| 売 掛 金                    | 312,167          | 未 払 金                | 27,822           |
| 商 品 及 び 製 品              | 25,621           | 未 払 費 用              | 25,375           |
| 仕 掛 品                    | 132,351          | 未 払 法 人 税 等          | 6,315            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品          | 12,045           | 前 受 金                | 19,580           |
| 前 渡 金                    | 6,744            | 預 り 金                | 7,148            |
| 前 払 費 用                  | 6,191            | 前 受 収 益              | 2,057            |
| 未 収 還 付 法 人 税 等          | 78,158           | 賞 与 引 当 金            | 13,371           |
| 未 収 消 費 税 等              | 64,416           | <b>【固 定 負 債】</b>     | <b>1,900</b>     |
| そ の 他                    | 9                | リ ー ス 債 務            | 1,900            |
| <b>【固 定 資 産】</b>         | <b>1,424,855</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>165,099</b>   |
| <b>【有 形 固 定 資 産】</b>     | <b>1,397,834</b> | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| 建 築 物                    | 801,091          | <b>【株 主 資 本】</b>     | <b>2,471,565</b> |
| 機 械 及 び 装 置              | 27,750           | 資 本 金                | 821,241          |
| 車 両 運 搬 具                | 178,739          | 資 本 剰 余 金            | 781,241          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品          | 4,006            | 資 本 準 備 金            | 781,241          |
| 土 地                      | 12,387           | 利 益 剰 余 金            | 869,348          |
| リ ー ス 資 産                | 318,979          | 利 益 準 備 金            | 381              |
| 建 設 仮 勘 定                | 2,420            | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 868,967          |
| <b>【無 形 固 定 資 産】</b>     | <b>52,460</b>    | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金    | 3,037            |
| ソ フ ト ウ エ ア              | 13,647           | 特 別 償 却 準 備 金        | 8,334            |
| 電 話 加 入 権                | 10,386           | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 857,595          |
| 水 道 施 設 利 用 権            | 216              | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△265</b>      |
| <b>【投 資 そ の 他 の 資 産】</b> | <b>13,372</b>    | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,471,565</b> |
| 出 資 金                    | 50               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,636,664</b> |
| 長 期 前 払 費 用              | 2,370            |                      |                  |
| 繰 延 税 金 資 産              | 10,755           |                      |                  |
| そ の 他                    | 197              |                      |                  |
| <b>資 産 合 計</b>           | <b>2,636,664</b> |                      |                  |

# 損 益 計 算 書

(2019年 7 月 1 日から)  
(2020年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 【売上高】        |        | 1,027,480 |
| 【売上原価】       |        | 390,320   |
| 売上総利益        |        | 637,159   |
| 【販売費及び一般管理費】 |        | 631,179   |
| 営業利益         |        | 5,980     |
| 【営業外収益】      |        |           |
| 受取利息         | 2,701  |           |
| 受取配当金        | 1      |           |
| 補助金収入        | 24,178 |           |
| 為替差益         | 2,242  |           |
| その他合計        | 106    |           |
| 【営業外費用】      |        | 29,230    |
| 支払利息         | 442    |           |
| 消費税差額        | 580    |           |
| 営業外費用合計      |        | 1,022     |
| 経常利益         |        | 34,187    |
| 【特別損失】       |        |           |
| 固定資産除売却損     | 9,425  |           |
| 特別損失合計       |        | 9,425     |
| 税引前当期純利益     |        | 24,762    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,310  |           |
| 法人税等調整額      | 1,095  |           |
| 当期純利益        |        | 8,405     |
|              |        | 16,356    |

# 株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)  
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |           |              |           |               |             |             |              | 自己株式 |
|----------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------|-------------|-------------|--------------|------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |               |             |             |              |      |
|                            |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |             |             | 利益剰余金<br>合 計 |      |
|                            |         |           |              |           | 固定資産<br>圧縮積立金 | 特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |              |      |
| 当 期 首 残 高                  | 817,374 | 777,374   | 777,374      | 381       | 6,516         | 12,529      | 833,564     | 852,991      | △92  |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |              |           |               |             |             |              |      |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |              |           |               |             | 16,356      | 16,356       |      |
| 新株の発行（新株<br>予約権の行使）        | 3,866   | 3,866     | 3,866        |           |               |             |             |              |      |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 取 崩 額 |         |           |              |           | △3,479        |             | 3,479       | －            |      |
| 特 別 償 却<br>準 備 金 取 崩 額     |         |           |              |           |               | △4,195      | 4,195       | －            |      |
| 自己株式の取得                    |         |           |              |           |               |             |             |              | △172 |
| 当 期 変 動 額 合 計              | 3,866   | 3,866     | 3,866        | －         | △3,479        | △4,195      | 24,030      | 16,356       | △172 |
| 当 期 末 残 高                  | 821,241 | 781,241   | 781,241      | 381       | 3,037         | 8,334       | 857,595     | 869,348      | △265 |

|                 | 株主資本      | 純資産合計     |
|-----------------|-----------|-----------|
|                 | 株主資本合計    |           |
| 当期首残高           | 2,447,647 | 2,447,647 |
| 当期変動額           |           |           |
| 当期純利益           | 16,356    | 16,356    |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 7,733     | 7,733     |
| 固定資産圧縮積立金取崩額    | －         | －         |
| 特別償却準備金取崩額      | －         | －         |
| 自己株式の取得         | △172      | △172      |
| 当期変動額合計         | 23,917    | 23,917    |
| 当期末残高           | 2,471,565 | 2,471,565 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 商品及び製品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）   |
| 仕掛品    | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）   |
| 原材料    | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）   |
| 貯蔵品    | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|             |        |
|-------------|--------|
| 建物          | 15～50年 |
| 機械及び装置      | 3～10年  |
| 上記以外の有形固定資産 | 3～15年  |

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち損失発生の可能性が高く、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注案件について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

#### (4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しています。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (6) 追加情報  
新型コロナウイルス感染症が経済や企業活動に与える影響が広範囲であり、加えて今後の拡大や収束時期等を予想することが困難であることから、計算書類作成時点において入手可能な外部情報等を踏まえて、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 576,984千円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 5,855,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 66株
- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 26,000株

## 4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品等の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針です。また、資金調達については、必要な資金を銀行借入により調達しています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債権の一部は外貨建債権であることから、為替変動リスクに晒されています。  
営業債務である買掛金、未払金は1年以内に支払期日が到来する営業債務です。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制  
営業債権である電子記録債権及び売掛金については、与信管理規程に基づき、取引先ごとの与信限度額を設定し、期日管理及び残高管理を行うとともに、滞留債権管理を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

|                     | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|---------------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現 金 及 び 預 金     | 573,400          | 573,400     | －           |
| (2) 電 子 記 録 債 権     | 701              | 701         | －           |
| (3) 売 掛 金           | 312,167          | 312,167     | －           |
| (4) 未 収 還 付 法 人 税 等 | 78,158           | 78,158      | －           |
| (5) 未 収 消 費 税 等     | 64,416           | 64,416      | －           |
| 資産計                 | 1,028,844        | 1,028,844   | －           |
| (1) 買 掛 金           | 60,814           | 60,814      | －           |
| (2) 未 払 金           | 27,822           | 27,822      | －           |
| (3) 未 払 法 人 税 等     | 6,315            | 6,315       | －           |
| 負債計                 | 94,952           | 94,952      | －           |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 未収還付法人税等、及び(5) 未収消費税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|          |         |
|----------|---------|
| 未払事業税    | 1,540千円 |
| 未払不動産取得税 | 5,876千円 |
| 賞与引当金    | 5,513千円 |
| 減価償却費    | 3,244千円 |
| 減損損失     | 1,487千円 |
| その他      | 296千円   |

|         |          |
|---------|----------|
| 繰延税金資産計 | 17,958千円 |
|---------|----------|

### 繰延税金負債

|                  |         |
|------------------|---------|
| 未収事業税及び未収地方法人特別税 | 2,155千円 |
| 特別償却準備金          | 3,697千円 |
| 固定資産圧縮積立金        | 1,350千円 |

|         |         |
|---------|---------|
| 繰延税金負債計 | 7,203千円 |
|---------|---------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 10,755千円 |
|-----------|----------|

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 1株当たり純資産額         | 422円13銭 |
| 1株当たり当期純利益        | 2円80銭   |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 2円79銭   |

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年8月18日

株式会社ジェイテックコーポレーション

取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                        |       |         |   |
|------------------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 高 田 篤   | ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 池 上 由 香 | ㊞ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイテックコーポレーションの2019年7月1日から2020年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月19日

株式会社ジェイテックコーポレーション 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 尾 方 勝 ⑩

監査役（社外監査役） 西 田 隆 郎 ⑩

監査役（社外監査役） 野 村 公 平 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | つ 津 む ら た か し<br>村 尚 史<br>(1957年4月25日)  | 1981年4月 倉敷紡績株式会社入社<br>1991年4月 株式会社片岡実業入社取締役技術部長就任<br>1993年12月 当社設立代表取締役社長就任（現任）                                                                                                                                | 3,272,000株 |
| 2          | おか だ ひろ み<br>岡 田 浩 巳<br>(1970年1月26日)    | 2000年4月 株式会社シリコンテクノロジー入社<br>2004年4月 当社入社<br>2014年10月 当社オプティカル研究開発部長<br>2014年12月 当社取締役就任（現任）<br>2018年7月 当社製造部長<br>2020年7月 当社オプティカル製造部長（現任）                                                                      | 26,000株    |
| 3          | ひら い やす ひと<br>平 井 靖 人<br>(1976年6月19日)   | 2003年5月 株式会社あさひ入社<br>2005年11月 大研医器株式会社入社<br>2011年11月 株式会社サンワカンパニー入社<br>2012年9月 同社取締役管理部長就任<br>2015年10月 株式会社ナサホーム入社<br>2016年6月 同社取締役管理本部長就任<br>2016年12月 当社入社上場準備室長<br>2017年1月 当社管理部長（現任）<br>2017年6月 当社取締役就任（現任） | 14,000株    |
| 4          | ※ かな おか まさ ひこ<br>金 岡 政 彦<br>(1978年7月7日) | 2003年4月 株式会社ニコン入社<br>2017年4月 株式会社栃木ニコン出向<br>2019年10月 当社入社<br>2020年7月 当社営業部長（現任）                                                                                                                                | 一株         |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | かわ さん のぞむ<br>川 崎 望<br>(1950年 7 月22日)  | 1972年 4 月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式<br>会社）入社<br>1972年10月 松下電子工業株式会社（現パナソニック株式<br>会社）半導体事業部出向<br>1977年 8 月 株式会社コンテック（現大阪コンピュータ工<br>業株式会社）設立代表取締役就任<br>（現任）<br>1979年 4 月 株式会社テクノ高槻入社代表取締役社長就<br>任<br>1993年12月 当社取締役就任（現任）<br>2020年 1 月 株式会社テクノ高槻代表取締役会長就任（現<br>任）                                                                                                              | 410,000株          |
| 6          | まつ み よし お<br>松 見 芳 男<br>(1946年 9 月1日) | 1969年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>1994年 1 月 伊藤忠インターナショナル会社<br>Development&Venture部長<br>1997年 4 月 同社宇宙情報部門長<br>2000年 1 月 伊藤忠商事株式会社宇宙情報マルチメディ<br>アカンパニーバイスプレジデント<br>2004年 6 月 同社執行役員先端技術戦略室長<br>2007年 7 月 同社顧問伊藤忠先端技術戦略研究所長<br>2009年 4 月 同社理事（現任）<br>2009年 4 月 松見アソシエイツ合同会社代表取締役就任<br>（現任）<br>2014年12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社代<br>表取締役社長就任<br>2017年 7 月 同社相談役<br>2018年 9 月 当社取締役就任（現任） | 一株                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者津村尚史氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
4. 川崎望氏及び松見芳男氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 川崎望氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っていただくためであります。
- (2) 松見芳男氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営と先端技術に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っていただくためであります。
6. 川崎望氏及び松見芳男氏は、現在、当社の社外取締役であります、それぞれの取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって川崎望氏が26年9ヶ月、松見芳男氏が2年となります。
7. 当社は、川崎望氏及び松見芳男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、川崎望氏とは10万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、松見芳男氏とは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、川崎望氏及び松見芳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 川崎望氏の所有する当社の株式数は、同氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | ※<br>政 木 進 久<br>(1950年7月14日)            | 1973年4月 帝人株式会社入社<br>1996年10月 同社テキスタイル企画管理部長<br>1998年6月 同社繊維企画管理部長<br>2001年10月 同社経営企画室企画担当部長<br>2003年4月 同社業務監査室長<br>2008年4月 同社経営監査室長<br>2008年6月 同社理事<br>2013年4月 帝人デュポンフィルム株式会社監査役就任<br>2017年4月 帝人株式会社顧問 | 一株                |
| 2         | にし だ たか お<br>西 田 隆 郎<br>(1949年5月20日)    | 1974年9月 デロイトハスキンズアンドセルズ公認会計士事務所入所<br>1977年11月 西田博税理士事務所入所<br>2002年1月 税理士西田隆郎事務所設立所長就任（現任）<br>2014年12月 当社監査役就任（現任）                                                                                      | 3,000株            |
| 3         | の 野 むら こう へい<br>野 村 公 平<br>(1948年5月12日) | 1975年4月 弁護士登録<br>1977年4月 西川・野村合同法律事務所（現野村総合法律事務所）入所（現任）<br>1999年4月 大阪弁護士会副会長就任<br>2015年9月 当社監査役就任（現任）                                                                                                  | 5,000株            |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 政木進久氏、西田隆郎氏及び野村公平氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

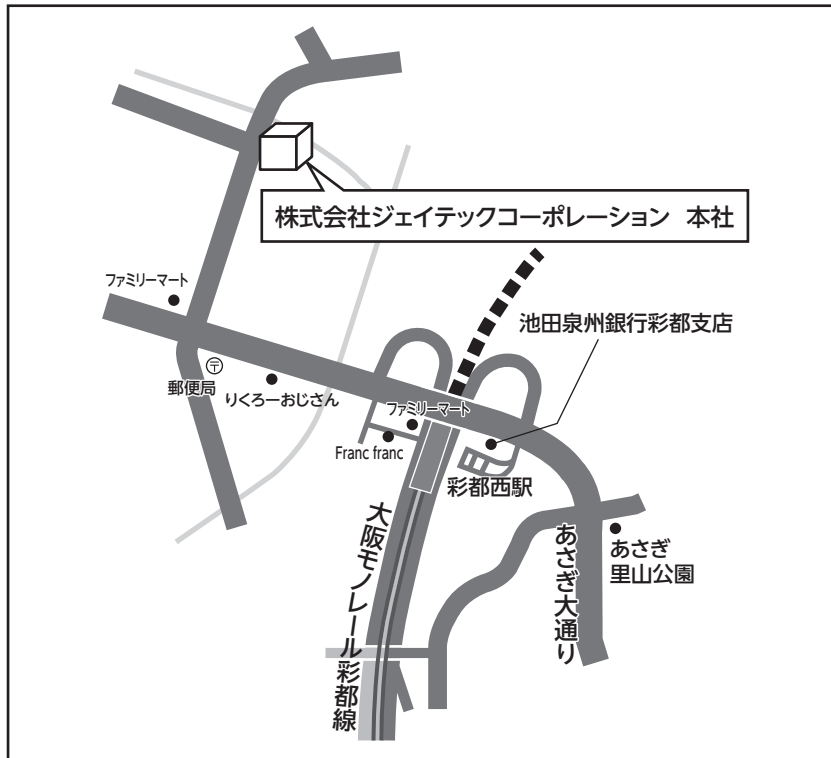
(1) 政木進久氏を社外監査役候補者とした理由は、企業活動に関わる豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、監査役監査及び内部監査の経験者としての専門知識・経験等を活かして有益な助言をいただくためであります。

- (2) 西田隆郎氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識・経験等を活かして有益な助言をいただくためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 野村公平氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を活かして有益な助言をいただくためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 西田隆郎氏及び野村公平氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西田隆郎氏が5年9ヶ月、野村公平氏が5年となります。
6. 当社は、西田隆郎氏及び野村公平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、政木進久氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、西田隆郎氏及び野村公平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、政木進久氏につきましても、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号  
当社本社4階「大会議室」  
TEL.072-643-2292



交通

大阪モノレール彩都線「彩都西」駅 徒歩8分